

西宮市上下水道局共同住宅等に係る集中検針装置審査委員会設置要綱

[2][6]

(平成 15 年 7 月 31 日)

(決裁給水装置第 24 号)

沿 革

平成 16 年 9 月 15 日 決裁給水装置 49 号 [1]

平成 20 年 4 月 1 日 決裁水給 4 号 [2]

平成 21 年 3 月 30 日 決裁水給 11 号 [3]

平成 22 年 3 月 31 日 決裁水給 3 号 [4]

平成 25 年 3 月 28 日 決裁水給 22 号 [5]

平成 26 年 4 月 1 日 [6]

共同住宅等における計量装置の設置指導要綱(昭和 58 年 3 月 28 日決裁工務第 165 号)の全部を改正する。

(設置)[2]

第 1 条 共同住宅等における集中検針装置の設置に関する標準仕様書に定める標準仕様製品以外の集中検針装置に係る集中検針装置設置承認願について、その設置承認の是非等を審査するため、西宮市上下水道局共同住宅等に係る集中検針装置審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。[2][6]

(職務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、対策等を策定するものとする。

- (1) 集中検針装置設置承認願に添付されている技術資料の検討及び承認の是非
- (2) 申請された集中検針装置が、現行システムにより即応可能であるか否かの検討及び調査
- (3) 申請された集中検針装置が、現行システムにより即応不能である場合の対応策の検討及び調査等
- (4) 申請された集中検針装置が、現行システムにより即応不能である場合の対応策として改修された検針システムの正常作動確認調査等
- (5) その他、集中検針装置設置に伴う事項の検討及び対応策の策定

2 委員会は、前項の検討結果及び策定した対応策を上下水道事業管理者に報告するものとする。[6]

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、水道工務部長をもって充てる。[2][6]

3 副委員長は、給水装置課長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職員とする。

5 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対し、出席を求め、説明及び意見を聴き、並びに資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、給水装置課において行う。

(その他)

第7条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

付 則

1 この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から実施する。

2 この要綱は、現に西宮市水道事業給水条例第 5 条の給水装置工事申込書を受理している給水装置工事のうち、同条例第 7 条第 2 項の工事検査を平成 15 年 9 月 1 日以後に実施するものから適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成 16 年 9 月 15 日決裁給水装置第 49 号 [1])

この取扱いは、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (平成 20 年 4 月 1 日決裁水給第 4 号 [2])

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (平成 21 年 3 月 30 日決裁水給第 11 号 [3])

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (平成 22 年 3 月 31 日決裁水給第 3 号 [4])

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (平成 25 年 3 月 28 日決裁水給第 22 号 [5])

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (平成 26 年 4 月 1 日 [6])

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第3条関係）

[1] [2] [3] [4] [5] [6]

上下水道総務課情報管理チーム長
業務課営業チーム長
給水装置課給水装置チーム長
給水装置課メーター管理チーム長
計量管理担当課計量管理担当チーム長